

議案第16号

七飯町公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

七飯町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月4日提出

七飯町長 杉原 太

七飯町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

七飯町公営企業の設置等に関する条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表計画人口の項中「20,300人」を「20,900人」に、「1,230人」を「600人」に改め、同表1日最大計画汚水量の項中「8,247立方メートル」を「9,666立方メートル」に、「2,105立方メートル」を「1,928立方メートル」に改める。

第8条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第2項の規定による北海道知事からの公共下水道事業計画に伴う協議を了する旨の通知を受けた日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。